

【新旧対照表】JAL カード会員規約（個人用）

現行（2025 年 7 月 25 日版）	改定後（2025 年 11 月 1 日版）
第 23 条(カードの利用・貸与の停止・法的措置、会員資格の取消、カードの差替えなど)	第 23 条(カードの利用・貸与の停止・法的措置、会員資格の取消、カードの差替えなど)
3. 会員が次の各号の一つにでも該当する場合は、当社または提携先は何ら通知、催告を要することなく会員資格を取り消すことができます。 (略)	3. 会員が次の各号の一つにでも該当する場合は、当社または提携先は何ら通知、催告を要することなく会員資格を取り消すことができます。 (略)
<u>(9) 当社および当社の関係企業ならびにそれらの関係者に関して、会員が自らまたは第三者を利用して次の各号の細分の一つに該当する行為をした場合</u>	<u>(9) 会員が自らまたは第三者をして、当社の業務に関連し、以下のいずれかに該当する言動その他の当社もしくは当社の委託先またはその役員、従業員もしくは代理人(以下本条において「当社等」といいます。)の業務の平穩を害する言動または行為を行い、信頼関係を維持することができない状態に至った場合</u>
<u>1. 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u>	<u>1 脅迫、威嚇的な言動をし、または暴力を用いる行為</u>
<u>2. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて業務を妨害する行為</u>	<u>2 暴言、誹謗中傷、屈辱感を与える言動をし、または侮辱もしくは名誉棄損にあたる行為</u>
<u>3. 不正不当な手段によって繰り返しその要求を達成しようとする行為</u>	<u>3 差別的、侮辱的、もしくは卑猥な言動</u>
<u>4. その他前各号の細分に準ずる行為</u>	<u>4 著しく長時間にわたる時間的拘束、著しく多数回の苦情申出、同じ内容の執拗な要求にあたる行為</u>
	<u>5 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて業務を妨害する行為</u>
	<u>6 不合理な金品、謝罪、金銭補償、過剰なサービス提供を要求する行為</u>
	<u>7 当社等への誹謗中傷行為</u>
	<u>8 役職員の心身や業務環境を害する恐れのある言動等</u>
	<u>9 その他前各号に準ずる行為</u>
2025 年 <u>7 月 28 日</u> 改定	2025 年 <u>11 月 1 日</u> 改定